

吹田市民の意見の提出に関する条例（平成 21 年吹田市条例第 5 号） 抄

（結果の公表等）

第 10 条 実施機関は、意見提出手続を実施して政策等を定めたときは、当該政策等の公布（公布をしない政策等にあつては公にする行為、議会の議決を要する政策等にあつては議案の提出。第 5 項において同じ。）と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

（1）政策等の題名

（2）政策等の案を公表した日

**（3）提出意見**（提出意見がなかった場合にあつては、その旨）

（4）提出意見を考慮した結果（政策等の案を修正した場合にあつては、その修正内容を含む。）及びその理由

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、提出意見が多数に上るときは、当該提出意見に代えて、当該提出意見を整理し、又は要約したものを公表することができる。この場合においては、遅滞なく、当該提出意見を当該実施機関の事務所における備付けその他の適切な方法により公にしなければならない。

3 実施機関は、前 2 項の規定により提出意見を公表し、又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を公表せず、又は公にしないことができる。

（一覧表の作成）

第 13 条 市長は、意見提出手続の実施状況に関する一覧表を作成し、インターネットの利用その他の適切な方法により、適時に、公表しなければならない。